

提案仕様書

本仕様書は、福岡市（以下、本市という）の「令和7年度特定技能外国人と介護事業所等とのマッチング事業業務委託」に係る各種事業の企画提案競技に関し、企画提案に必要な仕様を定めるものである。企画提案競技最優秀提案者との委託契約を締結する際は、本市と受注者が協議のうえ、契約書の仕様を定めることとする。

1 契約件名

令和7年度特定技能外国人と介護事業所等とのマッチング事業業務委託

2 履行場所

福祉局高齢社会部高齢社会政策課ほか

3 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 事業の目的

本事業では、海外からの特定技能外国人と外国人介護人材を現在雇用していない介護事業所等※とのマッチングを行うことで、外国人介護人材の新規就労の促進を図る。
※福岡市指定介護サービス事業所に限る。

5 令和7年度の業務内容及び成果指標

(1) 業務内容

①外国人介護人材の新たな雇用先の開拓

- ・現在外国人を雇用していない介護事業所等における求人の確保方法の提案
- ・介護事業所のニーズを明確にし、そのニーズに応じたきめ細やかな支援の提案

②福岡市での就職を希望する外国人の募集

- ・海外からの特定技能による求職者や就職希望者の確保方法の提案
- ・外国人が“福岡市”で介護の仕事に就きたくなるようなセミナー等の提案。
- ・質が担保された外国人の選定、教育方法の提案

③新たな雇用先と外国人介護人材のマッチング

- ・求人者と求職者との間における雇用関係の成立の斡旋における効果的な方法の提案
- ・登録支援機関の選定支援や紹介に当たって考慮すべき点などの提案
- ・介護事業所と外国人介護人双方でミスマッチを防止するための取り組みの提案

④アフターフォロー

- ・昨年度のマッチング事業採用された外国人介護人材への状況確認等を行うこと、状況確認等の回数等の提案
※事業所名等は事業受託後に提供する
- ・登録支援機関の選定支援や紹介を含め、アフターフォローに当たって考慮すべき点などの提案※アフターフォローは、履行期間内のものを記載してください。履行期間後につ

いては、市は関与しませんが、定着に重要なポイントであるため、どのようなことをされるかご提案ください。

⑤市が締結するMOUの相手方へのフォロー等

・市が締結するMOUの相手方の外国人介護人材のマッチングおよび、介護事業所が外国人を受け入れ際のフォローの提案。

※MOU締結先の外国人の受入先の介護事業所は市が募集する。

※相手先についてはアジア圏を想定。具体的には現時点で未定。

(2) 成果指標

目標	①新たな雇用先の開拓（15事業所以上）	②内定者数（15人以上）
内容	本事業をきっかけに外国人介護人材の雇用に乗り出した介護事業所等の数	本事業で実際に雇用契約を締結した外国人の数

【重要】成果指標達成のために、本事業の委託料を、紹介料など介護事業所の初期費用軽減に充てること等は差し支えない。

6 スケジュール

・目標達成のための業務工程表（案）をA3横で提案
（各行程の作業内容を明確にし、始期と終期を日付単位で示すこと）

7 成果に応じた契約額の減額について

新たな雇用先15事業所を満たせないことが明らかとなった場合は、受託者の責めによらない事由によるもの（※）を除き、事業所数に応じた割合（ex. 3事業所の新規雇用の場合→契約額×1/5）を基本とし、市と協議の上、減額する。減額の判断は1月末日までに行う。

※例）契約終期近くになって急に一方的に理由なく辞退の意思が告げられた、など。

8 支払いについて

後払いとする。※7に記載の計算方法による金額

9 成果物

下記をまとめた報告書1部及びデータ（Word、Excel、PowerPoint等）を収録した記録媒体

- (1) 議事録や関係者の連絡先等を整理したもの
- (2) 取組内容や結果をとりまとめたもの
- (3) 事業の今後の展望に関する所見（事業の中で見えた課題を踏まえたもの）

10 その他

その他の事項としては、下記のとおりとする。

- (1) 本件委託業務の実施にあたっては福岡市に随時報告し、必要に応じて適宜協議するとともに本市担当者の指示に従うこと。また、業務遂行上の疑義が生じた場合は、本市担当者との協議の上で決定すること。
- (2) 本事業の実施にあたっては、福岡市個人情報保護条例第15条および別紙「個人情報・情報資産取扱特事項」を遵守すること。
- (3) 作成した資料・データの著作権は、すべて福岡市に帰属するものとする。
- (4) 福岡市契約事務規則に定める各種様式（着手届・業務遂行責任者届・完了届・受渡書など）を適宜提出すること。